

バウムガルテンの意志論 : カント哲学のコンテクストとして

著者	檜垣 良成
著者別名	Higaki Yoshishige
雑誌名	筑波哲学
巻	21
ページ	14-33
発行年	2013-01
URL	http://doi.org/10.15068/00121538

バウムガルテンの意志論 : カント哲学のコンテクストとして

著者	檜垣 良成
雑誌名	筑波哲学
号	21
ページ	14-33
発行年	2013-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00121538

バウムガルテンの意志論

——カント哲学のコンテキストとしての——

檜垣 良成

はじめに

知性ないし理性と協働する上級の欲求能力を「意志」(voluntas, Wille)と呼ぶ伝統は、古代ギリシアにまで遡りうるものであるが、カントの意志概念もまた、このコンテキストのうちにある(内実の深化はあるにしても)。彼の哲学では、この意志の「自由」の問題が最重要課題である。ところで、彼の哲学には「意志の自由」と並んで「arbitrium, Willkürの自由」の問題も登場する。これらの概念をカントはバウムガルテンの『形而上学』(*Metaphysica*, Editio IV, 1757)を念頭に置きながら使用していると思われる。バウムガルテンが問題とする「自由」(libertas, Freiheit)とは、「欲求能力」の一種であるその arbitrium の自由である。本稿では、カント哲学のコンテキストとしてのバウムガルテンの意志論を、これらの概念に注目しながら彼の『形而上学』第3部第1章経験的心理学の上級欲求能力に関するテキストを辿ることを通して検討する。

1 上級欲求能力＝意志

第18節では「上級欲求能力」(facultas appetitiva superior, das obre Vermögen zu begehren)すなわち「意志」と「無意志」の概念が明らかにされる。欲求能力は、それが上級認識能力に従うかぎりにおいて (§ 665,668)、「**上級欲求能力**」(animus)と言われる。知性的判定能力によって判明に表象された若干のものを私は欲求し、忌む (§ 607)。それゆえ、私は上級欲求能力をもつ (§ 216)。その上級欲求能力によって現実化されるべき欲求および忌避は「**理性的**」[rationalis, vernünftig] **欲求**および「**理性的忌避**」であり (§ [264] 641)、それらは、身体の位置に応じて世界を表象する魂の力によって生ずる (§ 667,642) (cf. § 689)。

理性的欲求は「**意欲**」[volitio, das Wollen, die Willens-Meinung]である¹。私は

意欲する。それゆえ、私は、意欲する能力、「意志」[voluntas, Wille]をもつ (§ 216)。理性的忌避は「非意欲」[nolitio, das Nicht-Wollen]である。私は非意欲する。それゆえ、私は、非意欲する能力、「非意志」[noluntas, das Vermögen den Willen von etwas abzuneigen]をもつ (§ 216)。上級欲求能力は、意志であるか、非意志であるかである (§ 689)。意欲および非意欲の動因 [causa impulsiva, Bewegursache]の表象は、「理由」[motivum, Bewegungs-Grund]である。魂のインセンティブ[elater, Triebfeder] (§ 669)は、刺戟 [stimulus]であるか、理由であるかである (§ 677,521) (cf. § 690)。

「理由なしに意欲するあるいは非意欲する」ということは、「或る判明に表象されたもの、ないしは、その反対へとみずからの力を規定する (§ 663)が、にもかかわらず、それらは判明に表象されたものではない」ということを意味することになってしまう (§ 690)。このことは不可能であるので (§ 7)、私は、理由なしには意欲することも、非意欲することもしない。さて私は、全体的かつ完全にどうでもよい状態において意欲したり非意欲したりするとすれば、理由なしにそうすることになってしまう (§ 690,655)。それゆえ、そのような状態において私は、意欲も非意欲もしない²。理由は、真の理由であるか、仮象の理由であるかである (§ 12) (cf. § 691)。

意欲および非意欲は知解 [intellectio] に従うので (§ 690)、それらは、それに混雑した何ものも全く混入されていないところの純粋な知解に従い、「**純粋な意欲および非意欲**」[volitio nolitioque pura, ein reines Wollen und Nicht-Wollen]であるか、混雑した何かが混入されているところの知解に従い、「感性的な何かが混入されている意欲および非意欲」であるかである。純粋な意欲および非意欲は、純粋な予見および先見からのみ (§ 641)、そして混じり気なく知性的な判断からのみ生ずる (§ 665)。したがって、私の個々の意欲および非意欲は、それらに感性的な何かが混入されているようなものである (cf. § 692)。

それらによって私が非意欲あるいは意欲へ規定される場所の諸々の理由の間には (§ 690)、常に刺戟がある (§ 692,677)。ところでもし理由と連合した若干の刺戟が、理由が決定するのとは反対へ突き動かすなら、「**下級欲求能力と上級欲求能力との** (感性的欲求と理性的欲求との、肉と理性との) **衝突** [lucta, Streit] (dissensus)」が生じる。反対に、いかなる刺戟も、理由が決定するのとは反対へ突き動かさないなら、「**下級欲求能力と上級欲求能力との調和** (consensus)」[harmonia facultatis

appetitivae inferioris et superioris, Einigkeit des obern und untern Vermögens zu begehren]が生じる。それによって衝突のあとで私が決する仕方では欲するあるいは忌むところの欲求能力が「**勝利する**」[vincere, siegen] (cf. § 693)。

純粹で知性的な快から、そして、混じり気のない知性的な不快から (§ 656)、私のうちに諸々の欲求能力の合意 [consensus] が生じる (§ 661,693)。どうでもよい状態において、それらは合意せず、衝突もしない (§ 693,691)。或る客観およびそれの反対の予見および予感のあとでも残っているような均衡の状態において、それらの中に理由が内在するところの動因は、対立する刺戟と等しい強さであろう (§ 670)。それゆえ、欲求能力のいずれも、その状態においては勝利しないであろう (§ 693,673)。それゆえ、勝利する場合、勝利する上級欲求能力においてと同様、勝利する下級欲求能力においても、私は過重の状態においてある (§ 674) (cf. § 694)。

「欲求ないし忌避のために決する仕方では十分な、欲求ないし忌避の動因」は、「**完全な動因**」[causa impulsivae completus, vollständige Bewegungs-Gründe]であり、不十分な動因は「**不完全な** [incompletus, unvollständig] **動因**」である。ここから、完全な刺戟は、決する仕方での感性的な欲求ないし忌避のために十分である (§ 677)。完全な理由は、決する仕方での意欲ないし非意欲のために十分である (§ 671)。刺戟と連合した完全な理由は、感性的な何かが混入された決する仕方での意欲ないし非意欲のために十分である (§ 690,692)。単なる理由からの意欲ないし非意欲も、刺戟と連合した理由からの意欲ないし非意欲も、不完全な理由からのものであるなら、「**先行的** [antecedens, vorläufig, vorhergehend] (praeivus, inclinatorius, excitatorius) **意欲ないし非意欲**」である。ここから、先行的意欲は、決する意欲よりも少なく (§ 671)、たとえ決する意欲と同じ様式および度においてでないにしても、やはり第一および第二の意味において活動的である (§ 675)。単なる理由からの意欲ないし非意欲であろうと、刺戟と連合した理由からの意欲ないし非意欲であろうと、完全な理由からの意欲あるいは非意欲は、「**帰結的** [consequens, endlich, beschliessend, nachfolgend] (finalis, decisivus, decretorius) **意欲ないし非意欲**」である。そして、帰結的意欲ないし非意欲は、「**決心**」[decretum, Rathschluss, Entschluss] (propositum, proaeresis late dicta) である。決心は、決する意欲ないし非意欲であり (§ 671)、ここから、たとえ常に私たちが第三のものに見なした程度であるわけではないとしても、私たちが中間と名づけた程度には活動的である (§

675) (cf. § 695)。

決心することの理由および刺戟に関する認識諸能力の *actus* の総括は、「**熟考**」〔*deliberatio, Bedencken*〕である。それゆえ、各々の決心されるべきことに関して私たちは次のことを熟考することになる：1) そのものおよびそのものの反対は可能であるか。2) 両者は私に自然に可能であるか、すなわち、私の諸々の力によって現実化されうるか (§ 665)、単に端的〔*simpliciter*〕にのみならず、相対的〔*secundum quid*〕にも (§ 469)。3) そのものを現実化するためにどれほど大きな力が必要であるか、そのものの反対を現実化するためにどれほど大きな力が必要であるか (§ 671)。4) 対立する一方からはどれほど多くのよいものが生じるか。5) 他方からはどれほどか。6) 対立する一方からはどれほど多くのわるいものが生じるか。7) 他方からはどれほどか。8) 対立する一方からはどれほど大きなよいものが生じるか。9) 他方からはどれほどか。10) 対立する一方からはどれほど大きなわるいものが生じるか。11) 他方からはどれほどか。12) 何がよりよいか (§ 665) (cf. § 696)。

数学的認識を志すかぎりにおける「**熟考する者は、諸々の根拠を見積もる**」〔*subducare, überschlagen*〕 (*calculare*)〕。彼が、どれほど多くのよいもの、そしてわるいものが両側から見込まれるべきかを考察する場合にのみ、彼は「**諸動因を数える**」〔*numerare, zehlen*〕。それらを彼が「**考量する**」〔*ponderare, erwegen*〕のは、彼が、どれほど大きなよいもの、そしてわるいものが見込まれるべきかを判断する場合である。彼が、何がよりよいかを熟考する場合にのみ、彼は一方を他方に「**優先する**」〔*praeferre, vorziehn*〕。彼が優先されたものを決心するなら、彼は「**選択する**」〔*eligere, erwehlen*〕。熟考する者が、みずからの諸力がそれを現実化するために十分かどうか、そして、どれほど大きな力が十分かをためすために、或ることを決心するなら、彼は「**試みる**」〔*tentare, Versuchen*〕。彼が考量にあたってより大きいと見られた個々の動因を、熟考にあたって、それらの個々の動因の量の度を認識するだけ多くの小さな諸動因と見なし、そして、そのように個々の動因を比較する場合、彼は諸動因を「**合算する**」〔*connumerare, zusammenrechnen*〕 (cf. § 697)。

魂の諸々のインセンティブにおいて顕著な欠乏をもつ者は、「**不活発な者**」〔*socors, eine schlaffe Seele*〕である。しかし、顕著にそれらを備えている者は、「**活発な者**」〔*activus, ein wirksahmes*〕である。そのうちで快が支配するのが常である者は、「**喜びに満ちた者**」〔*semper-hilaris, ein freudiges*〕 (*laetaster*) である。そのうち

で不快が支配するのが常である者は、「**意気消沈した者**」〔semper-tristis, ein niedergeschlagenes〕である。容易に反対の過重が生じる者は、「**従順な者**」〔flexilis, ein biegsames Gemüth〕であり、それが困難な者は、「**不従順な者**」〔firmus, ein fester Sinn〕である (cf. § 698)。

熟考する習性に長けている者は、「**思慮深い者**」〔circumspectus, ein bedachtsames〕 (consideratus) であり、熟考なしに欲求ないし忌避する習性をもつ者は、「**無思慮な者**」〔inconsideratus, unbedachtsames〕である。決心しがたい思慮深い者は、「**定まらぬ者**」〔anceps, mehrentheils unentschlossenes Gemüth〕 (indeterminatus) であり、容易に決心する者は、「**定まりやすい者**」〔promptus, ein Mensch von kurzen Entschliessungen〕 (determinatus) である。みずからの実践的理性推論の大前提、すなわち、「**格率**」〔maxima, jemandes gewöhnliche Gesinnung〕をしばしば変える者は、「**変わりやすい者**」〔variabilis, ein veränderliches〕 (inconstans, varius) である。めったによき格率を変えない者は、「**確固たる者**」〔constans, beständiges, standhaftes〕であり、わるい格率を変えない者は、「**強情な者**」〔pertinax, halsstarriges Gemüth〕である。試みるにあたって諸力のしかるべき度を適用する者は、「**適切になす者**」〔strenuus, brav und genug〕であり、度を越してしまう者は、「**激しい者**」〔vehemens, heftig und zu viel-thuend〕であり、度に足りない者は、「**衰弱した者**」〔languidus, matt und zu wenig-thuend〕 (nimis remissus) である (cf. § 699)。

2 自発性

第 19 節では「自発性」 (Spontaneitas, Spontaneität) について詳説される。私は内的に (§ 126) 変えられる (§ 505-699)。それゆえ、私は有限 (§ 254) で偶然的 (§ 257) な有である。それゆえ、私の存在は様態であり (§ 134)、そのうえ、あらゆる私の状態は in se に偶然的である (§ 205,108)。それゆえ、それらの状態のあらゆる変化も偶然的である (§ 124, 125)。それゆえ、私のあらゆる actio, あらゆる passio は in se に偶然的である (§ 210)。ここから、私のあらゆる将来の actio も偶然的である (§ 298)。ここから、私のいかなる actio も、いかなる passio も絶対的にあるいは内的に必然的ではない (§ 105) (cf. § 700)。

「強要」[necessitatio, die Nöthigung] (coactio) とは、偶然的なものから必然的なものへの或るものの変化である。ここから、その強要は、強要するものの「能動的」[activus, die vorgenommene] 強要であり、そのものは本来実体以外の何ものでもないか (§ 198)、それとも、強要されるものの「受動的」[passivus, die gelittene] 強要であるかである。後者は、偶然的なものから必然的なものへと変えられるところの諸附帯性に、actio ないし passio に、帰属させられるばかりでなく、それにかかる強要された諸附帯性が内在するところの実体にも帰属させられる (cf. § 701)。

「絶対的強要 (coactio)」[necessitatio absoluta, an und vor sich nothwendig machen, eine unbedingte Nöthigung] とは、それ自身において偶然的なものが絶対的に必然的なものへ変えられる強要であろう。ところで、何ものも絶対的に必然的なものへ変えられることはできない (§ 130)。それゆえ、何らかの actio がそれへ変えられることはないし、それゆえ、何らかの私の actio がそれへ変えられることもない。それゆえ、私の何らかの actio の絶対的強要は不可能である (§ 7)。あらゆる私の actio は actus そのものにおいてあり、また、常に actus そのものにおいて生起するが、したがって、それ自身において偶然的なものでもあり、ここから、それらの反対もそれ自身においては可能なものである (§ 700,104) (cf. § 702)。

多くの私の actio の反対の仮言的可能性は、極めて大きい (§ 168)。ここから、多くの私の actio の偶然性、それも仮言的可能性は、極めて大きい (§ 188,700)。ここから、将来の私の actio は、将来のものとして、極めて偶然的である (cf. § 703)。

agere する者に内的であるところの充足的原理に依存する actio は、「自発的な actio」[actio spontanea, eine selbstthätige Handlung] である。だから、自発性は、1) agere する者に内的であるところの充足的原理に依存する actio, 2) かかる actio をなす実体に帰せられる。ところで、agere する者に内的である原理に、本来的にそう呼ばれるあらゆる actio は依存している (§ 210,37)。それゆえ、本来的にそう呼ばれるあらゆる actio は自発的である。しかし、諸々の actio と passio から合成された諸変化は、往々にしてより支配的なものから actio と名づけられるので、それらは、支配的なものが passio であるかぎりにおいて、非自発的と把握される (§ 210) (cf. § 704) ³。

多くの私の actio は、それどころか、あらゆる私の本来的にそう呼ばれる actio は、したがってまた、私の魂の諸々の actio は、自発的である。そして、そのかぎりにお

いて、私の魂に自発性が帰せられるのと同様に、それらにも真に自発性が帰せられる (§ 704)。自己自身を変化させるものが「オートマトン」[automaton] と呼ばれるなら、魂はオートマトンであろう (cf. § 705)。

agere する者に内在する原理が唯一の最も小さな actio にしか十分でない場合、自発性は最も小さい (§ 704,161)。それゆえ、より多くのそしてより大きな actio に、agere する者に内在する原理が十分であるに応じて、彼の自発性は大きくなる、それにおいては原理が最小および最大の actio に十分であるような agere する者に際して、自発性が最大になるまで。私の魂にはかなり大きな自発性が帰属する (§ 705) (cf. § 706)。

「外的強要」[necessitatio externa, die äussre Nöthigung] (coactio ab extra) は、強要される実体のそとに存在する力に依存する強要であり、それは、観念的であるか、それとも、実在的であるかである (§ 701,212)。外から実在的に強要された actio は、自発的でもなければ、本来の意味での actio でもなく (§ 704)、実在的な passio である (§ 210)。実在的な外的強要は、「端的にそう呼ばれる外的強要 (coactio) 」

[necessitatio externa simpliciter talis, die äussre schlechterdings so genannte Nöthigung] である。それゆえ、端的にそう呼ばれる外的強要によって強いられた actio は、実在的な passio であろう。絶対的には強要されない実体および actio は、

「絶対的強制から自由な (cf. § 719) 実体および actio」[substantia et actio libera a coactione absoluta, Kraft und Handlung sind frey von äussrer schlechterdings so genannter Nöthigung] である。端的にそう呼ばれる外的強制によっては強要されるわけではないような実体および actio は、「端的にそう呼ばれる外的強制から自由な実体および actio」[substantia et actiones liberae a coactione externa simpliciter tali, Kraft und Handlung sind frey von äussrer schlechterdings so gennnter Nöthigung] である。それゆえ、あらゆる私の変化は絶対的強制から自由であり (§ 702)、私のあらゆる actio, 私の魂のあらゆる自発的な actio, すなわち、本来的にそう呼ばれるあらゆる actio (§ 704)、および私の魂は、それらが自発的に agere するかぎりにおいて、端的にそう呼ばれる外的強制から自由である (cf. § 707)。

3 随意欲求能力 (arbitrium, Willkür)

第 20 節の主題は arbitrium (Willkür) である。カントの自由論を理解するにあたって、この概念のコンテクストを把握しておくことは極めて重要である。私に自然に可能であるところの actio は、「私の支配のうちにある actio」[actio in potestate mea posita, Handlungen stehen in meiner Gewalt] であり、私に自然には不可能であるところの諸々の realitas は、「私の支配のそとにある [extra potestatem neam positae, stehen nicht in meiner Gewalt] realitas」である。それゆえ、或る actio は、単に端的に私の支配のうちにあるか、それとも、相対的にも私のうちにあるかであり、或る actio は、端的にも私の支配のそとにあるか、それとも、単に相対的にのみ私の支配のそとにあるかである (§ 469)。或る agere する者の支配のうちある諸々の actio の反対は、それも同じ者の支配のうちにあるか、それとも、そとにあるかであり (§ 9)、そして、両者ともこれまた、端的にそうであるか、それとも、相対的にそうであるかである (§ 469)。その反対とともに少なくとも端的に誰かの支配のうちにあるような actio は、彼にとって「執行に関して自由 (cf. § 719)」[liberae ratione executionis, bey denen Thun und Lassen in meiner Gewalt steht] である。その反対が端的に誰かの支配を越えているような actio は、彼にとって「単に自然的」[mere naturalis] である。執行に関して自由な actio は、その反対が一定の agere する者に関して同等に自然に可能であるなら、彼にとって「自然的にどうでもよい [physice indifferens, gleich leicht und schwer ist] (indifferens, qua exercitium actus) actio」である (cf. § 708)。

単に自然的な actio は自然的な仕方では必然的である。だから、この actio とは違って、執行に関して自由な actio は自然的な仕方では偶然的である (§ 708, 469)。ここから、将来の actio は、時折、端的に、「将来の偶然的なもの」[futura contingentia, das Zufällig-künftige] と呼ばれる (cf. § 709)。

「内的強要 (coactio)」[interna necessitatio, die innre Nöthigng] とは、強要された実体の内的規定に依存するような強要である。それは実体およびその actio に帰せられる：1) 実体の諸々の actio が単にその実体の本質によって強要されると思われることによって。それは、「絶対的 [absolutus, die wesentlich] (essentialis) 強要」である。そのような強要は actio を絶対的に必然的なものへ変えるであろうか

ぎりにおいて (§ 702, 107)、全く不可能である (§ 702)。2) 実体の *natura* によって、そうでなければ自然に偶然的であるところの或る *actio* が、その *natura* の点で端的あるいは相対的に自然に必然的なものへ変えられることによって (§ 469)。それは、「**自然的 [physicus] (naturalis) 強要**」である。ここから、単に自然的な *actio* が、「**内的で自然的な強制によって強要された *actio***」と呼ばれうる (§ 709,708)。これらのいずれの意味においても内的に強制されていない *actio* および実体は、「**内的で、絶対的ならびに自然的な強要から自由** (cf. § 719)」[*liber a necessitatione interna tam absoluta, quam physica, frey von der innern so wohl wesentlichen als natürlichen Nöthigung*] である。ところで、これに対して、執行に関して自由な *actio*、および、そのような *actio* をなし遂げる実体は、そのような *actio* をなし遂げるかぎり、これらの両方の意味のいずれにおいても内的に強制されておらず (§ 709,708)、それゆえ、内的で絶対的な強制からも内的で自然的な強制からも自由である (cf § 710)。

多くの私の *actio*、および、私の魂の多くの自発的 *actio* は、執行に関して自由である (§ 708)。それゆえ、それらの *actio*、および、それらの *actio* をなし遂げるかぎりにおける魂には、外的で、端的にそう呼ばれる強制からの自由 (§ 707) も、内的で、絶対的ならびに自然的な強制からの自由も帰属する (§ 710) (cf. § 711)。

「**好み**」[*lubitus, das Belieben*] とは、それから欲求および忌避の法則に従って、なぜ或る実体が執行に関して自由な *actio* についてそう規定され別様には規定されないのかが認識されるところの、実体が意のままにする認識である⁴。ところでしかし、これは、予見、予感、快ないし不快 (§ 665)、刺戟と理由 (§ 677,690) から認識されうる。それゆえ、予見、予感、快ないし不快、刺戟と理由は、一定の実体によって認識されるものであるが、その実体の好みを構成する。或る実体が、執行に関して自由な *actio* について、みずからの好みから認識されうるようにみずからの力を規定するなら、その「**実体は好みに従って欲求ないし忌避する**」[*substantia appetit vel aversatur pro lubitu, nach Belieben begehren oder abgeneigt seyn*]。それゆえ、予見されなかったもの、あるいは、自分の何らかの努力によって生じるとその人が全く予感しなかったもの、あるいは、気に入られることも気に入られないこともないものを、何らかの刺戟、何らかの理由なしに欲求ないし忌避する者は、好みに従って欲求したり忌避しているのではないことになってしまう。私は、多く

のものを私の好みに従って欲求し忌避する。それゆえ、私は、私の好みに従って欲求したり忌避したりする能力すなわち「**随意欲求能力**」〔arbitrium, Willkür〕⁵をもつ。随意欲求能力に従って規定することが或る実体の支配のうちにあるような actio は、それ自身、「**随意欲求的**」〔arbitrarius, Willkürlich〕である。多くの私の actio は随意欲求的である (cf. § 712)。

「**私は好んで欲求ないし忌避する**」〔lubenter appeto vel aversor, ich begehre oder verwerfe gern〕、1) 私が好みに従って欲求ないし忌避するものであれば何であれ。この説明に従えば、私は好まずに〔illubenter〕すなわち「**意に反して**」〔inivitus, ungerne〕は何ものも欲求しないし何ものも忌避しない (§ 712,665)。2) [私が好んで欲求ないし忌避するのは] 好みが、純然たる不快か、純粋な快か、法外な過重を含む場合である。この説明に従えば、私は、かなり大きな過重が好みのうちにない場合、あるいは、私が欲求ないし忌避するものの反対へと多くのそして大きなものが駆り立てるように思われる場合、「**意に反して**」〔inivitus〕(illubenter, contra lubitum) 欲求ないし忌避する。後者の意味においては、私は意に反して欲求ないし忌避するが、それでもやはり、好みに従ってそうするのであり、そして、その意味においては、意に反した actio は、それにもかかわらず、随意欲求的である (§ 712) (cf. § 713)。

「**狭義の強制**」〔coactio significatu stricto, Zwang in engerer Bedeutung〕(cf. § 701) とは、意に反した actio の産出であるので、「**強制されたあるいは端的に受け取られた外的強制による意に反した actio**」〔actio coacta seu invita per coactionem externam simpliciter sumtam, eine von aussen schlechterdings erzwungene Handlung〕は、私が、いかなる好みにも従わずに、あらゆる好みに反して、端的に受け取られた外的強制によって成し遂げるようなものであることになるだろう。しかしながら、この actio は、固有に言われた actio ではないことになるだろう (§ 707)。私が、§ 713 に従って、或ることを好みに従って意に反してなすなら、私が欲求ないし忌避するところのものの過重が私から産出されたと見なされて、「**私自身が私を強制した**」〔me ipse coegisse, ich zwinge mich selbst zu etwas〕と言われるか、それとも、私のそとの別のものから産出されたと見なされて (§ 22)、「**意に反したあるいは相対的な外的強制によって強制された actio**」〔actio invita seu coacta per coactionem externam secundum quid, eine von aussen gewisser Maassen

erzwungene Handlung] (mixta, sc. ex arbitraria, et invita per coercionem simpliciter sumtam externam)と言われるかである (cf. § 714)。

それらへと私を強制すると私自身が言われるか、それとも、私が別のものから相対的に外的に強制されるかであるような、意に反した actio は、私の好みに従って生じ (§ 714)、ここから、それらは随意欲求的であり (§ 712)、かつ、それらは「強要された actio」と呼ばれる、もし私自身がか、それとも、別のものが、それらの actio を産出する過重を産出しなかったとするなら、それらの actio が必然的とは把握されないかぎりにおいて (cf. § 715)。

「無知あるいは誤謬による意に反した actio」(actio invita per ignorantiam aut errorem, aus Unwissenheit oder Irrthum ungerm vorgenommene Handlungen) と称されるのは、もしも或ることを知らなかったり思い違いをしたりするのでないとなれば、私が好みに従っては成し遂げることがないであろうような actio である。それにもかかわらず、それらの actio も、好みに従って生じるので、随意欲求的である (cf. § 716)。

最小の好みに従ってただ一つの actio を決定するような随意欲求能力は最小であろう (§ 161)。それゆえ、随意欲求能力は、より大きな好みに従って、より多くの、より大きな actio を決定すればするほど、大きい (§ 160)、その随意欲求能力が、最大で最多の actio を最大の好みから決定して、最大に至るまで (§ 161,712) (cf. § 717)。

随意欲求能力は、みずからの好みに従って欲求ないし忌避する能力であるので (§ 712)、随意欲求能力を備えた実体は、感性的に欲求ないし忌避する能力だけをもつか、それとも、好みに従って意欲ないし非意欲する能力だけをもつか、それとも、みずからの好みに従って意欲ないし非意欲し、かつ、感性的に欲求ないし忌避する能力をもつかだろう (§ 676,689) (cf. § 718)。

4 自由 (libertas, Freiheit)

第 21 節は「自由」が主題である。みずからの感性的な好みに従って欲求ないし忌避する能力は、「**感性的な随意欲求能力**」[arbitrium sensitivum, das sinnliche Willkür] であり、みずからの好みに従って意欲ないし非意欲する能力は、(自由な随意欲求能力 [liberum arbitrium]) 「**自由**」[libertas, Freiheit] (cf. § 707,708,710)

(道徳的自由 [libertas moralis], 端的にそう言われた自由 [libertas simpliciter sic dicta]) である⁶。純粹に意欲ないし非意欲するだろう自由は、「**純粹な自由**」[libertas pura, reine Freiheit] である。それゆえ、随意欲求能力を備えた実体は、前者の感性的な随意欲求能力だけをもつか、それとも、自由な随意欲求能力だけをもつか、それとも、感性的な随意欲求能力が混交した自由をもつかだろう (§ 718) ⁷。それへと自由によってみずからを規定することが或る実体の支配のうちにあるところの actio は「**自由な actio**」[actio libera, freie Handlung] である。そして、自由な actio を成し遂げうる実体自身も、そのかぎりにおいて、「**自由な実体**」[substantia libera, Dinge, oder Kräfte, die frey vor sich bestehen] である (cf. § 719) ⁸。

私は多くのものを感性的に私の好みに従って欲求ないし忌避する。それゆえ、私は感性的な随意欲求能力をもつ (§ 216,719)。私は多くのものを私の好みに従って意欲ないし非意欲する。それゆえ、私は自由をもつ (§ 216,719)。私の多くの actio, 私の魂の多くの actio, そして、多くのみずからの actio のうちにある魂は、自由である。あらゆる私の意欲ないし非意欲には、感性的な何かが混入されている (§ 692)。ここから、私には純粹な自由は帰属せず、私の最も自由な actio においても、私の自由は感性的な随意欲求能力と混交している (§ 719) ⁹。自由でありながら感性的な随意欲求能力は、世界のうちの私の身体の位置に従って世界を表象する魂の力によって現実化される (§ 712,667) (cf. § 720)。

「**自発的な actio**」[actio voluntaria, Handlungen des Willens, die mit Willen geschehn] と言われるのは、1) 上級欲求能力によって決定されるすべての actio であるが、その場合、上級欲求能力によって決定されない actio は、「**非自発的な actio**」[actio involuntaria, die nicht des Willens sind, oder nicht mit Willen geschehn] である。そして、この意味においては、あらゆる自発的な actio は自由な actio であるが、あらゆる自由な actio が自発的な actio であるわけではない (§ 719)。実際、私を自由によって規定することが私の支配のうちにある場合に私が自己自身を感性的な随意欲求能力によって規定するとするならば、その種の actio は、非自発的だが、それにもかかわらず、自由な actio であろう (cf. § 721)。

「**自発的な actio**」[actio voluntaria, freywillige Handlungen] と言われるのは、2) 上級欲求能力によっていかなる仕方でも意に反しては決定されないすべての actio である。その場合、私が意に反して意欲する actio は、「**非自発的な actio**」[actio

involuntaria, Handlungen, die ich ungerne will] である。この意味においては、自発的な actio も非自発的な actio もすべて自由な actio である (§ 719)。しかし、あらゆる自由な actio が、この意味で自発的な actio であるか、それとも、非自発的な actio であるか、であるわけではない (cf. § 722)。

自由とより緊密に連結されているものは、「**広義で道徳的なもの**」[morale late dictum, sittlich in weiterer Bedeutung] である (cf. § 787)。ここから、「**自由な規定**」は「**道徳的な規定**」[determinatio moralis, sittliche Bestimmungen] であり¹⁰、自由な actio の習性は「**道徳的な習性**」[habitus moralis, Fertigkeiten] であり、道徳的な諸規定の諸法則は「**道徳的な諸法則**」[leges morales, Gesetze] であり、それらを教える哲学および神学は「**道徳的な哲学**」[philosophia moralis] および「**道徳的な神学**」[theologia moralis] であり、それらから帰結する状態は「**道徳的な状態**」[status moralis, der sittliche Zustand] である。ここから、1) 自由によってしか、あるいは、自由であるかぎりにおける自由な実体においてしか生じえないものは、「**広義で道徳的に可能**」[moraliter possibile latius, sittlich möglich in weiterer] であり、2) 道徳的な諸法則に適って規定された自由によってしか生じえないものは、「**狭義で道徳的に可能**」[moraliter possibile strictius] である、あるいは、「**許された**」[licitum, in engerer Bedeutung, erlaubt] ものである。1) 単なる自由のために自由な実体において生じえないものは、「**広義で道徳的に不可能**」[moraliter impossibile latius, sittlich unmöglich in weiterer] であり、2) 道徳的諸法則に適って規定された自由によって不可能であるものは、「**狭義で道徳的に不可能**」[moraliter impossibile strictius] であり、あるいは、「**許されない**」[illicitum, in engerer Bedeutung, unerlaubt] ものである。道徳的に必然的であるのは、その反対が道徳的に不可能なものである。それゆえ、1) その反対が、自由によってのみ、あるいは、自由であるかぎりにおける実体においてのみ不可能なものは、「**広義で道徳的に必然的**」[moraliter necessarium latius, sittlich nothwendig in weiterer] であり、2) その反対が許されていないものは、「**狭義で道徳的に必然的**」[moraliter necessarium strictius, in engerer Bedeutung] である。道徳的な強要は、「**拘束**」[obligatio, Verbindung, Verpflichtung] である。意に反した actio への拘束は「**道徳的な強制**」[coactio moralis, sittlicher Zwang] であろう (cf. § 723)。

道徳的な必然性は、自由がない場合には、いずれの意味でもありえない (§ 723)。

それゆえ、その必然性は自由を廃棄せず、自由の反対ではなく (§ 81)、むしろ帰結ないし付随物である (§ 14) ¹¹。ここから、道徳的に必然的であり、強要されており、そして強制されている actio は、単に自由でありうるのみならず、必然的にもそのようなものである (§ 723)。それどころか、「**最も普遍的な道徳的法則**」 [lex moralis universalissima, das allgemeinste sittliche Gesetze]、すなわち、あらゆる自由な実体のあらゆる自由な actio を規定する法則が措定されると、あらゆる自由な actio は、道徳的に必然的であるか、それとも、許されないかである (§ 723) (cf. § 724) ¹²。

最小の好みに従ってただ一つの意欲ないし非意欲を現実化する自由は最小である。それゆえ、自由は、より大きな好みに従って、より多くの、より大きな意欲ないし非意欲を現実化すればするほど、その自由は大きい、その自由が、最大で最多の意欲ないし非意欲を最高の好みに従って現実化して、最大に至るまで (§ 719)。それゆえ、私はより判明な好みに従って或るものを意欲ないし非意欲すればするほど、私はより自由にそれを意欲ないし非意欲する。それゆえ、私がより多く私の理由を意識すればするほど、私はより自由に意欲する (§ 712)。最も自由に意欲ないし非意欲する者が、最も判明に、意欲ないし非意欲する諸理由を、彼が意欲ないし非意欲するたびごとに、見通すということは、道徳的に必然的である (§ 723) (cf. § 725)。

「随意欲求能力の法則」はこうである：**執行に関して自由なものうち、私は、好まれるものを欲求し、好まれるものを忌避する。**ここから、「自由の規則」はこうである：**執行に関して自由なものうち、私は、好まれるものを意欲し、好まれるものを非意欲する。**私の自由な諸々の actio が好みに従って決定されるかぎりにおいて、それらの actio は、みずからの動因——刺戟あるいは理由——によって、自然的な強制という仕方、外的な強制という仕方では強要されない (§ 707)。というのは、刺戟あるいは理由は私の表象だからである (§ 677,690)。ここから、それらは私の内的規定である (§ 37)。また、私の自由な actio は、みずからの動因によって、内的で自然的な強制という仕方でも強要されない、それらが措定された理由のもとで執行に関して自由であり、そうであるにとどまるかぎりにおいて (§ 711,710)。それどころか、精確に言うなら、理由および刺戟は魂のうちへ agere すらせず、ここから、それらは魂を強制せず (§ 714)、道徳的に強要しない (§ 723,701)、それらが単に私の魂の附帯性にすぎないかぎりにおいて (§ 505) (cf. § 726) ¹³。

もし私が「私を強制する」と言われるなら、私を「それへと私が私を強制するところのもの」へと自由によって規定することが私の支配のうちにある。そこから、私は私を自由に強制する (§ 714,719)。もし私が他のものから相対的に外的に強制されるなら、私は、他の私のそとに措定されたものから産出されたと把握されるような好みによって規定される (§ 714)。その場合、もし、私を、それへと私が相対的に外的に強制されるところのものへと自由によって規定することが、私の支配のうちにあるとするなら、その種の *actio* は、それにもかかわらず、自由な *actio* である (§ 719)。それらへと私が私を強制するか、それとも、相対的に外的に強制されるところの多くの私の *actio* は、自由な *actio* である (cf. § 727)。

相対的な外的強制は次のようなものであろう：1) 気に入られるものからの刺戟の産出、「魅惑」[illecebra, Reitzungen, locken]、2) 気に入られないものからの刺戟の産出、「脅し」[minae, Drohen]、3) 気に入られるものからの理由の産出、「勧告」[suasio, Anrathen]、4) 気に入られないものからの理由の産出、「諫止」[dissuasio, Abrathen]、5) その上、意に反した *actio* への過重の帰結について強制する者が確信できるに至るまでの気に入られないものの継続的な現実化そのもの、「恐喝」[extorsio, die Erpressung] (§ 714)。多くの私の *actio* は、私がそれらへと諸々の脅しと魅惑、勧告と諫止によって、また諸々の恐喝によってすら強制されるにもかかわらず、自由な *actio* である (§ 727) (cf. § 728)。

あらかじめ設定された調和の体系によって、何らかの有限なものから産出されるはずの端的に受け取られた外的強制による魂のあらゆる意に反した *actio* は廃棄される (§ 714,449)。そして、相対的な外的力によって強制された *actio* においては、それからその *actio* が生じるところの、魂のそとの他の有限なものから実在的に産出されるはずの、好みそのものが廃棄される (§ 727,449)。そして、その体系によっては魂が決して、それゆえ、それ自身のいかなる自由な *actio* においても、何らかの有限なものから実在的に *pati* するということがないかぎりにおいて、魂には、この意味において、あらゆるものにも、世界全体にもトータルな仕方では依存していないことが帰せられる (§ 354,307) ¹⁴ (cf. § 729)。

私の自由な意欲および非意欲は、「魂の呼び出された *actus*」[actus animae eliciti] と言われ、残りの能力の自由な諸 *actio* は、「命じられた *actus*」[actus imperati] と言われる。そして、それらが魂の自由に依存するかぎりにおいて、魂にはそれら

に対する「**支配**」[imperium]が帰せられる。ここから、「**魂の自己自身に対する支配**」[animae in semet ipsam imperium, die Herrschaft der Seele über sich selbst]とは、判明な好みに従って、或るときはこの能力の actio を、或るときはあの能力の actio を産出し、或るときはそれらの actio の反対を産出する能力である。それゆえ、自由が大きければ大きいほどますます自由なものの自己に対する支配は大きい (§ 725)。自己に対する支配の顕著な欠如は「**広義の道徳的隷属**」[servitus moralis significatu lato, die innre Knechtschaft der Seelen überhaupt]である。自己に対する支配を増大するために努力する者は、(自由民の[ingenuus])「**自由な**」[liberalis, frey, dem knechtischen entgegen gesetzt]者であり、道徳的隷属を促進する者は、「**奴隷的な**」[servilis, knechtisch]者である (cf. § 730)。

より多くの中間の actus を介してのみ自由に依存するような魂の actio は、「自由に**間接的に** (媒介的に) **支配された** [indirecte (mediate) subesse] actio」[Handlungen, die der Freiheit mittelbar unterworfen]であり、これに対して、他の観察されうるより多くの中間の actus なしに自由によって私が agere したりやめたりするところの actio は、「自由に**直接的に** (媒介なしに) **支配された** [directe (immediate) subesse] actio」[Handlungen, die ihr unmittelbar unterworfen]である。「**自由に最大限間接的に支配された actio**」も、それにもかかわらず自由な actio である (§ 719) (cf. § 731)。

一定の主観における欲求能力相互の規定された比例関係は、その主観の「**気質**」[indoles, die Gemüths-Art]であるが、それは、習性的に上級欲求能力が支配する場合の「**気高い**」[erectus, eine edle] 気質であるか、それとも、習性的に下級欲求能力が支配する場合の「**低劣な**」[abiectus, eine niedrige] 気質であるかである。低劣な気質の最大のもは、「**性癖**」[passio dominans, der Hang]と呼ばれる。そして、それらの一定の比例関係は、欲求ないし忌避さうるものの一定の種へとより容易にもたらすので、ここから、「**魂の諸傾向性**」[temperamentum animae, Mischung der Gemüths-Neigungen]の多彩な種が構成される。それゆえ、魂の多数の傾向性は変えられうる、しかも、かなり頻繁に訓練および習慣によって (§ 650,577) (cf. § 732) ¹⁵。

注

- 1 したがって、カントが *wollen* という助動詞を用いて具体例を叙述する場合、既に「理性的欲求」に話が限定されていることに留意すべきである。
- 2 いわゆる「均衡無差別の自由」(*libertas indifferentiae aequilibrii*) が否定される。
- 3 内的な充足的原理に依存するはたらきはすべて「自発的」なものであるから、「自発的な *actio*」が「人間」や「動物」の「行為」に限定されないことに注意。あらゆる「実体」が「自発性」をもつ。例えば「時計の動き」も自発的である。ゲオルグ・フリードリッヒ・マイアの『形而上学』(Georg Friedrich Meier, *Metaphysik*, 1757) では「自己活動的 [*selbstthätig*] な *Handlung*」が以下のように説明されている。「実体の **自己活動的な *Handlung*** とは、この実体自身がなすところの、あるいは、実体自身の力によって、実体の内部に存する或るものによって及ぼされるところの *Handlung* である。だから、自己活動性は、いったん、*handeln* する実体の内部で見いだされる力によって作用させられるところの実体の諸々の *Handlung* に帰属させられ、他方では、実体に、その実体がみずからの内的諸力を通じて作用するかぎりにおいて、帰属させられる。一切の実体は自己活動的な物であり、自己活動性はあらゆる実体の属性である」 (§ 697)。
- 4 認識能力をもつ者のみが「好み」をもつ。ただし、この認識は「感覚」でもかまわないので、「動物」も「好み」、そして *arbitrium* をもつことになる。
- 5 *arbitrium* は、カントの用語としては「選択意志」と訳されることが多いが、「理性」をもたない「動物」も有するものなので、この語に(対応するドイツ語 *Willkür* が語源上は *Wille* を要素としていようと、バウムガルテンの概念構成上は)ギリシア哲学以来の上級欲求能力を表現してきた「意志」という訳語はそぐわない。*arbitrium* は「意志」の上位概念である。しかも、「純粋理性」と連動したものでなければ「意志」ではないというのが、カント実践哲学の根本テーゼなので、単に訳語としてのみならず、カント哲学の理解の面からも、「刺戟」とのかかわりが不可避な「人間の *arbitrium*」を「意志」と呼ぶことは適切ではない。また、「選択」という語は、確かに「人間」における *arbitrium* の実態を表現するにふさわしく、*Willkür* というドイツ語も「*küren* [選ぶ] に由来する」(XXVIII 589 頁付はアカデミー版)ものではあるが、厳密に言えば、「刺戟」によって「強要」され必然的に「決定」されてしまう「動物的な *arbitrium*」が「選択」しているとは言えないので、*arbitrium* 一般の訳語として「選択」という語を用いるべきではない。「好みに従う欲求能力」を表現する訳語として「随意欲求能力」が適当であろう。
- 6 (実践的な意味での)「自由」(*Freiheit*) とは、あくまで或る種の「随意欲求能力」の名前であることに注意。注 8 の引用の中でカントは「感性の刺戟への非依存性」をも「自由」と呼ぶが、これは、この非依存性にこそ「自由」という「随意欲求能力」が「自由」と呼ばれるゆえんが存しているからであろう。最後の引用では、カントもやはり「能力」を「自由」と呼んでいる。また、「超越論的な意味での自由」も「或る状態を、したがってまたこの状態の帰結の系列を、端的に始める能力」(A445/B473)であるし、「宇宙論的な意味で自由」と言われるのも「或る状態をみずから始める能力」(A533/B561)である。
- 7 マイアの『形而上学』では以下のように言われる。「この好みは、判明な動因からか、感性的な動因からか、あるいは、同時にそれらの両者からか成り立っている (§ 703, 687, 674)。したがって、随意欲求能力は、感性的な好みに従って欲求したり忌避したりする能力であるか、それとも、判明な好みに従ってそうする能力であるか、それとも、混交した好みに従ってそうする能力であるかである。第一のものは、**感性的な随意欲求能力**と称され、それは、好みに従って或るものを感性的に欲求ないし忌避する能力においてか、あるいは、

Handlung を感性的認識に従ってなしたり差し控えたりする能力において存する。あるいは、感性的な随意欲求能力は、それが、それに際してはそれをなしたり差し控えたりすることが私たちの手中にあるところの Handlung とかわりあうかぎりにおいて、下級欲求能力において存する。ところで、私たちは、私たちが忌避することもできる多くの物を欲求し、私たちは、私たちが欲求することもできる多くの物を忌避し、私たちはその際みずから感性的な動因によって規定する。例えば、私たちが飲食を選ぶ場合、あるいは、私たちの衣服の色を選ぶ場合等々。したがって、私たちは感性的な随意欲求能力をもつ。多くの私たちの Handlung は、感性的に随意欲求できる Handlung である。私たちは、あらゆる私たちの Handlung について、たとえ私たちが単に、その根拠を感性的な動因のうちにもつところの Handlung のみをそれらのうちに数えようとも、それらが感性的に随意欲求できるものであると主張するわけではない。そうではなくて、私たちは単に、それらに際して、それらをなすことと差し控えることの両方が、両者のうちの一方が生じる場合に私たちの手中にあるところの Handlung のみをそれらのうちに数える。そして私たちはそれへと非判明な認識によって規定される。自由、あるいは、道徳的および moralisch な自由、あるいは、自由な意志、あるいは、自由な随意欲求能力とは、或るものを判明な好みに従って、あるいは、理性的な洞察および動因に従って欲求しないし忌避する、なしたりなさなかつたりする能力である。あるいは、それは、好みに従って意欲したりしなかつたりする能力である。あるいは、それは、それに際してそれをなしたり差し控えたりすることが私たちの手中にあるところの事象ないし Handlung とかわりあうかぎりでの上級欲求能力である。意志は一般に自由であるわけではない。というのは、それは往々にして、それを忌避することがみずから的手中にない或るものを欲求しうるからである。そして、それは、それを欲求する能力をもたない或るものを忌避しうるからである。その場合、それはなるほど理性的に欲求したり忌避したりするが、自由にそうするわけではない。自由は、純粋な意志であるか、それとも、混交した意志であるかであろう (§ 689)。前者は、**純粋な自由**と称され、後者は、自由な随意欲求能力であると同時に感性的な随意欲求能力であるところの**混交した自由**と称される。ところで、私たちは多くのものを判明な洞察に従って欲求したり忌避したりする。私たちは、あらゆる私たちの欲求および忌避が、あらゆる私たちの随意欲求的な欲求および忌避が自由であると、と主張するわけではないし、同様に、あらゆる私たちの理性的な欲求および忌避が自由であると主張するわけでもない。そうではなく、私たちはこのことを単にそれらの多くについて主張するだけである。そしてその場合、私たちに経験は否みようもなく、多くの私たちの Handlung が自由な意志によって決定されることを教える。例えば、私たちが理性的な助言に従って或ることをなしたり差し控えたりしたり、行状を選び出したりする場合等々。したがって、私たちは自由な意志をもつが、純粋な自由意志ではなく、混交した自由意志をもつ (§ 689)。そして、それは私たちにとってよいことである。なぜなら、そうでなければ、私たちの自由意志は、正すことのできない非常に弱い能力であることになってしまうからである。しかし、その能力は感性によって強められているが故に、私たちは私たちの自由によってより多くを正すことができるのであり、私たちの自由な欲求および忌避は諸対象に対してより釣合のとれたものでありうるのである」 (§ 708)。

- 8 最初期の教授資格取得論文『形而上学的認識の第一諸原理の新解明』(1755) でカントが「自然的な actio」すなわち「動物的ないし物理的・機械的な actio」と「道徳的自由を有する actio」とを区別するにあたって用いた、「すべてが諸々の外的な衝撃 [sollicitatio] や衝動 [impulsus] によって」(I 400) 決定されるのか、それとも、「知性の理由 [motivum] によってのみ」(ibid.) 決定されるかの違いも、このバウムガルテンの規定に対応している。『純粋理性の批判』(1781) での「動物的な随意欲求能力」と「自由な随意欲求能力」との区別も、少なくとも nominal には、バウムガルテンの規定を受けている。「実践的な意味で

の自由とは、随意欲求能力が感性的刺激による強要に依存しないことである。というのは、随意欲求能力は、それがパトローギッシュに（感性的動因によって）触発されているかぎりにおいて、感性的であり、それがパトローギッシュに強要されうる場合には、動物的〔tierisch〕（arbitrium brutum）と称されるからである。人間の随意欲求能力は、なるほど感性的な随意欲求能力〔arbitrium sensitivum〕ではあるが、しかし動物的〔brutus〕ではなく、自由な随意欲求能力〔arbitrium liberum〕である。なぜなら、感性は人間の随意欲求能力の Handlung を必然的ならしめはせず、人間には、感性的刺激による強要に依存せず自己をみずから規定する能力が備わっているからである」（A534/B562）。「感性的な刺激によって以外では、すなわち、パトローギッシュに以外では決定されえない随意欲求能力は、単に動物的〔tierisch〕な随意欲求能力（arbitrium brutum）にすぎない。しかし、感性的な刺激に依存せず、したがって、理性によってのみ表象される動因によって決定される随意欲求能力は、自由な随意欲求能力〔freie Willkür〕（arbitrium liberum）と称される」（A802/B830）。晩年の『道徳形而上学』（1797）でも言われる。「純粹理性によって決定される随意欲求能力は、自由な随意欲求能力と称される。傾向（感性的刺激、stimulus）によってのみ決定される随意欲求能力は、動物的な随意欲求能力〔tierische Willkür〕（arbitrium brutum）であるだろう。これに反して、人間の随意欲求能力は、なるほど刺激によって触発されるが、しかし、決定されはしないような随意欲求能力であり、それゆえ、それだけで（理性の獲得された習性〔Fertigkeit〕なしに）純粹であるわけではないが、しかしやはり、諸々の Handlung へと純粹意志から決定されるのである。随意欲求能力の自由とは、感性的刺激によるその随意欲求能力の決定からの非依存性である。これは、随意欲求能力の自由の消極的概念である。積極的概念は、純粹理性の、それ自身だけで実践的であるという能力である」（VI 213f.）。

- 9 この点において批判期カントはバウムガルテンとはっきり袂を分かち、カントの根本テーゼは、人間における「純粹な」理性および自由の確立に存するからである。
- 10 「自由」と「道徳」との連関は、カントの特徴のように思われているが、実はバウムガルテンに見いだされるものである。「自由な」ものが「道徳的」と呼ばれる状況であったことに注意。
- 11 「自由」は「道徳的必然性」の根拠であり、この必然性は、必然性でありながら、「自由」と矛盾しない。
- 12 マイアーの『形而上学』では以下のとおり。「あらゆる道徳性は意志の自由に基づくと言われるのが常であるので、私たちが道徳的なものをより精確に説明するなら、自由の本性の解明に非常に多く寄与するであろう。この道徳的なものという語は、かぎりなく多くの様々な場合に使用されるので、私たちが、自由な意志と密接で目立つ結合において立つものをすべて、**広義で道徳的ないし moralisch** と呼ぶ以上には、それについていかなるよりよい普遍的概念もつくりえないほどである。もしも、自由と何らかの仕方では結合されているものがすべて道徳的と呼ばれるとするなら、私たちは、魂における普遍的連関のために、あらゆる魂の変化を道徳的と呼ばねばならないことになってしまうが、このことは極めて不合理であろう。したがって私たちは、自由と密接な仕方では連関するもののみを道徳的と呼ぶ。したがって、あらゆる自由な規定、Handlung、欲求および忌避が、**道徳的な Handlung** と呼ばれる。自由な Handlung のあらゆる習性は**道徳的な習性**である。道徳的な Handlung から成立する状態は**道徳的な状態**である。だから、あらゆる悪徳的および有徳的状态は、moralisch および道徳的な状態と呼ばれる。ところで、あらゆる規定は法則をもつので (§ 80)、あらゆる

自由な Handlung も、それに Handlung が適っているか適っているべきであるところの法則をもつ。そして、自由な Handlung のこの規則は、**道徳的法則**と称される。道徳的法則は、それがより多くの自由な Handlung を自己のもとに包含すればするほど、それだけ一層大きい (§ 81)。したがって、最も大きく普遍的な道徳的法則は、その外延のうちにあらゆる自由な Handlung が例外なく属し、それゆえ、あらゆる自由な Handlung に及ぶような法則である。最善の世界においてはもちろん、そのような全く普遍的で道徳的な法則が存在し (§ 436)、**道徳的な世界観智** [Weltweisheit] においては、すなわち、自然から探求されうる道徳的法則を探求する世界観智の部門においては、この最も普遍的な道徳的法則がいかなるものであるかが示されねばならない。私はあらゆるこれらの概念を単に全く短く説明したが、それは、私がそれらをここで単に道徳的なもの一般の例として考察したが故にである」 (§ 713)。

¹³ マイアーの独訳版 (*Metaphysik, Neue vermehrte Auflage, 1783*) で対応する箇所 § 534 では、以下の説明が続く。「好みが判明であればあるほど、したがって、私が、それらに従って私が或るものを意欲ないし非意欲するところの諸理由を意識していればいるほど、それだけいっそう自由に私はその或るものを意欲ないし非意欲する (§ 529)。したがって、或るものを最高度に自由に意欲ないし非意欲する者は、そのための諸理由を判明性の最高度において洞察するということは、道徳的に必然的である」。

¹⁴ 「予定調和」は「自由」と矛盾しない。むしろ、モナドとしての魂には実在的な受動がないという意味で「自由」を基礎づける。

¹⁵ このように人間の「意志」を、「自発性」－「随意欲求能力」－「自由」という三段階で理解してゆく構図は、河村克俊氏の指摘によれば、ヴォルフには見いだされず、フリードリヒ・ヴァーグナーの『意志の自由についての真なる概念とはいかなるものか、の根本的探求の試み』(Friedrich Wagner, *Versuch einer gründlichen Untersuchung, welches der wahre Begriff von der Freyheit des Willens sei?* 1730) にはじめて見いだされ、バウムガルテン、マイアーへと受け継がれたものである。ヴァーグナーについては、氏の「自由概念の階層的解釈——ヴァーグナー、バウムガルテン、マイアー——」(『哲学研究年報』(関西学院大学哲学会)第 45 輯、2012 年) が詳しい。Willkür 概念については、氏の学位論文 *Spontaneität und Willkür, Stuttgart-Bad Cannstatt 1996* が必須文献であり、日本語で読めるものとしては、「無制約な決意性としての超越論的自由」(平田、渋谷編『現代カント研究 3 実践哲学とその射程』晃洋書房、1992 年) も忘れるわけにはゆかない。

* 本稿は科学研究費補助金(基盤研究 C: 23520013)による研究成果の一部である。

(ひがき・よししげ 筑波大学人文社会系准教授)